

本規約は主催社（以下、J E N）が主催するネットオークションの出展条件を規定するものです。

## 1. オークション出展資格

- (a) このオークションはJ E Nネットワーク会員のみで運営されています。
- (b) このオークションは中古建機業者を対象として運営されており、参加資格はJ E Nの了承した中古業者、JCRAメンバーまたは、メーカー系及び業者系の建機オークション会社の紹介を受けた業者となります。
- (c) 古物商許可を必要とする会員は、会員の古物商許可の情報（許可番号、取得場所、取得者名）をJ E Nへ提示して頂く必要があります。

## 2. 反社会的勢力の排除

- (a) 下記のような個人・団体のJ E Nオークションへの参加はお断りしております。
  - ◇ 暴力団・暴力団員・暴力団準構成員・暴力団関連企業
  - ◇ 総会屋、政治活動標榜ゴロ、社会運動標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団（振込み詐欺など）等
  - ◇ その他前各号に準ずる者
- (b) 会員が自ら、または第三者を利用して以下に該当する行為の実行を禁止します。
  - ◇ 暴力的な要求行為
  - ◇ 不当な要求行為
  - ◇ 取引に関して、脅迫的な言動、または暴力を用いる行為
  - ◇ 偽計、または威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
  - ◇ その他前各号に準ずる者

## 3. 出展委託条件

出展商品の出展条件は下記にあげた条件を満たす商品です。

- (a) 出展商品は出展者に（※）所有権が帰属する中古建設機械（中古車両、中古部品を含む）であるものとし、出展者の置き場に保管されているものに限り、現在稼働中の機械の出展はできません。
  - （※） **出展商品は盗難品・遺失物でない事、及び第三者に対する残債務、譲渡担保・質権等の担保権の設定がなく、また債権債務上の制約・拘束が一切付されておらず、第三者から何らの権利主張もされない機械であるものとします。**  
**（善意の第三者から権利義務関係を主張される恐れのある機械を含みます）**
- (b) 出展申し込み後からオークション終了時まで、商品の売買をJ E Nに委託し第三者との商談は行わないものとします。
- (c) 「事故機」、「転倒機」、「自走できない」、「油漏れがひどい」、「どうしても洗車できない」、「名盤が確認できない」、「刻印が確認できない」、「稼働が不可能」、「重大な欠品部品がある」、「輸入中古機械（海外使用履歴）」等の出展は可能ですが、出展する際はその旨を必ず明記し、営業にご相談ください。（出展場所・受渡場所が制限されます（JEN受渡場所参照））また、車輛については自社点検、JENへの委託点検に係らず写真が撮りにくい・塩害・融雪剤等によるフレームの腐食・クラックなどは出展時に必ず申告してください。落札後、齟齬・変更や、瑕疵（隠れた瑕疵を含む）が発見され、落札者との調整事項が発生した場合、かかった費用の全ての損害賠償は出展社が負担するものとします。  
**\*車上で積み込みは、出展者負担荷となりますのでご注意ください（規約8（b）参照）**
- (d) 車輛については、メーター改ざん及びメーター不明車については出展社からの申告がなく、後に発覚した場合はクレーム及びキャンセルを含め、かかった費用の全ての損害賠償を出展者が負担するものとします。
- (e) 出展者は、必要に応じて出展前に譲渡証明書・抹消証明書・車検証等の書類一式のコピーをJ E Nに提出し、

落札時には原本を送付してください。(9-(c) 参照)

- (f) リサイクル券を持つ車輛を出展される場合は、取引金額にリサイクル料金を含むものとします。
- (g) 出展商品の輸送や移動に必要な燃料が充分にない場合は出展者が燃料の適量の補充を行って下さい。
- (h) 出展商品は洗車が終了しているものとします。(洗車：目視で泥が見えない程度) どうしても出展前の洗車が不可能な場合、落札後の受渡場所での洗車は全額、出展者負担となります。
- (i) 成約後でも放射線量が0.3マイクロシーベルト以上と測定された場合、商品は輸出できませんのでキャンセルになります。出展前の放射線測定および除染作業をお奨めします。
- (j) WEBに公開された商品の出展取消はできません。状況により取り消さざる得ない場合、出展者はその損害賠償をJENに5営業日以内に支払わなければなりません。
- (k) 成約前の出展取消  
出展取消料として、開始価格を落札金額とし、売買手数料と同じ金額を支払うものとします。
- (l) 成約後の出展取消  
出展者は全ての責任を負うものとする  
JEN手数料(売買手数料と同額) + ペナルティー(落札金額の10%(最低10万円))  
及び取引にかかった全ての経費とそれにかかわる損害賠償を支払うものとします。
- (m) 全ての出展商品は落札時に売買契約が成立しますが、JENは様々な合理的な理由により売買契約をキャンセルできる権利を有します。(4. 参照)
- (n) 出展商品は日本国内に所在する事を前提としています。海外にある商品の出展を希望される場合には事前の協議が必要となります。

#### 4. 売買契約のキャンセルとクレームについて

上記の出展委託条件に反したものの、又は商品納入後、写真・コンディションレポートで判断しがたい甚大な瑕疵が見つかった場合

- ◇ 商品に対しての決済済み・未決済、成約後から商品引取までの時間の経過
- ◇ 商品の所在(含海外)
- ◇ いかなる第三者の管理下にあること  
にかかわらず、キャンセル・クレームの対象となります。

##### (a) キャンセル

出展者は全ての責任を負い商品代金・取引にかかった全ての経費とそれにかかわる損害賠償を含め、JENに5営業日以内に支払わなければなりません。

##### (b) クレーム

JENは出展者と落札者と協議しますが、最終的にはJENの方針に従っていただくものとします。

#### 5. 出展申込許可の権限

出展申込受付後でも出展許可の可否、オークション日程の調整はJENにあります。

#### 6. 出展会員登録の確認

全ての会員は初回、商品出展前に当規約を了承していただき、出展会員申込書に必要事項記入の上、JENへ提出していただきます。

#### 7. 手数料と費用

##### 7-1. 出展料と成約料

##### (a) 出展手数料

出展社ヤードからの出展	10,000円(落札時)
JEN指定ヤードからの出展	5,000円(落札時) 2,000円(流札再出展時)

※再出展開始価格を10,000以上下げた場合は不要

(b) 売買手数料		
落札価格が 400 万円以下の場合	:	5%
落札価格が 400 万円を超えて 1,000 万円以下の場合	:	4%
落札価格が 1,000 万円を超える場合	:	3%
最低売買手数料		20,000円

## 7-2. その他費用

- (a) 商品点検費用
- |                       |   |         |
|-----------------------|---|---------|
| 運転整備重量 20t クラス未満および箱物 | : | 10,000円 |
| 運転整備重量 20t クラス以上      | : | 15,000円 |
| 特殊車両, クレーン            | : | 応相談     |
- \* 出張を伴う点検の場合別途出張料金を請求させていただきます。: 実費
- (b) 洗車及び修理費用
- 6,000円/人・時間+部材実費+出張費用
- (c) 保管料落札前にJEN出展目的で港に搬入した場合落札までの期間の保管料を請求致します。
- |                |       |
|----------------|-------|
| パーツ・アタッチメント    | ¥300  |
| 箱物(大型を除く)      | ¥400  |
| ~5t 未満         | ¥400  |
| 5t 以上 ~ 20t 未満 | ¥500  |
| 20t 以上         | ¥600~ |
- (d) その他(必要に応じて作業を代行する場合) : 実費
- \* (株)徳商事ヤードに商品搬入する場合は各担当営業にご相談ください。

## 8. 出展申込と出展方法(詳細はホームページ参照)

出展申込と出展方法についてはまずJEN営業マンにご相談ください。(TEL:03-5763-8186)

### (a) 出展前の商品の点検(点検表の作成)・写真撮影について

- ◇ 出展者自身で行う場合~点検費用は掛かりませんが、成約後、点検内容に齟齬・変更や、瑕疵(隠れた瑕疵を含む)が発見され、落札者との調整事項が発生した場合キャンセルも含めかかった費用の全ての損害賠償を出展社が負担するものとします。
- ◇ JENに委託した場合~点検費用が掛かります(出張に関しては担当営業とご相談ください)  
<※手数料と費用 参照>

### (b) 出展場所と受渡場所について

- ◇ 出展者ヤードからの出展で、受渡場所が出展者ヤードの場合  
 商品引取りまでの商品管理責任が発生し、商品は全て車上渡しとなります。車上に搭載されるまでの一切の作業は出展者の責任で行います。但し、法令に反した車輛または安全上問題のあるトラック、トレーラー等で引取りに来た場合は積込作業を拒否することができます。引取り後に「決済条件」に添って決済されます。(2営業日以内)
- ◇ 出展者ヤードからの出展で、受渡場所がJEN指定受渡場所(WE B参照)場合  
 落札後は出展者の負担にて落札後1週間以内にJEN指定受渡場所に搬入して頂き、搬入確認後「決済条件」に添って決済されます。(1週間以内)
- ◇ JEN指定受渡場所から出展された場合  
 商品の点検はJENで行います。点検費用が掛かります。<※ 手数料と費用 参照>  
 商品落札時までは出展者名義となります。落札時には速やかに名義をJENに変更してください。名義変更後「決済条件」に添って決済されます。(1週間以内)

## 9. 決済条件

- (a) JENは出展者に落札金額より諸経費(出展手数料、売買手数料、送金手数料、別途修理代、付属品、取り付け解体費用、商品査定代行費用、運賃等)を差し引いた計算書をファックス送信します。
- (b) 出展者は計算書の内容を確認の上、社名記入・捺印し、JENにファックスにて返信してください。これを

もってJENへの請求書とさせていただきます。

- (c) 落札された商品が「書類あり」商品の場合、原本がJENに到着後のお支払いとなります。落札日から5営業日以内にJEN宛にご送付ください。（\*本体刻印、エンジン刻印の確認が必要となった場合にはこれらを確認後のお支払いとなります）
- (d) 出展場所・受渡場所条件での支払いルール
  - ◇ 出展者ヤードからの出展で、受渡場所が出展者ヤードの場合：商品引取り後2営業日以内
  - ◇ 出展者ヤードからの出展で、受渡場所がJEN指定受渡場所：搬入確認後1週間以内
  - ◇ JEN指定受渡場所から出展された場合： 名義変更後1週間以内

※ 落札商品において、看過できない瑕疵(号機の改ざん、第三者の所有権主張等)出展委託条件と著しい相違があった場合、落札入金後であってもJENは決済を拒否する場合があります。また、決済後も出展社が出展規約に反していた場合、キャンセルも含め、その損害を出展社に請求し、出展社は5営業日以内に請求金額を支払うものとします。

## 10. 流札機械の事後商談と再出展

### (a) 事後商談 について

オークション終了後の「流札機械」の事後商談はバイヤーからの提出条件によって商談に入ります。オークション翌日での商談確定はオークションでの成約と同様の扱いになります。後日での商談確定は通常の売買契約となり入金後のお支払いとなります。売買手数料、出展手数料、その他の諸経費、販売条件はオークション出展時と同じです。

### (b) 再出展について

流札機械の同額での再出展は再出展事務手数料として 2000円を頂きます。

\* スタート価格が10,000円以上値引いた場合にはこの限りではありません<手数料と費用 参照>

## 11. 準拠法および変更権

- (a) メンバーは第三者にメンバーとしての一切の権利及び義務を譲渡、貸与することはできません。
- (b) JENは公平なオークションサイトの運営を阻害する、または阻害する恐れがあると判断されるメンバーの出展の拒否、および退会を事前の通告なしに行うことができるものとします。
- (c) JENは当オークションの出展規約を予告なしに変更できるものとします。
- (d) 規約に定めのない事項およびその解釈に疑義が生じた場合、JENおよび出展者は両者協議により円満な解決を図るものとします。
- (e) 本規定は日本国の法規に準拠し、一切の係争は東京地方裁判所を第一審の合意管轄裁判所とします。

## 12. 運営上の免責

- (a) 本サービスの内容はJENがその時点で提供可能なものとし、JENは第三者が登録するデータ等についてその完全性、正確性、適用性、有用性に関し、いかなる責任も負いません。
- (b) JENは、会員が本サービス用設備に蓄積したデータ等の消失、第三者による改ざんに関し、いかなる責任をも負いません。
- (c) JENは、本サービスの利用により発生した会員の損害（第三者との間で生じたトラブルに起因する損害を含む）、及び本サービスを利用できなかったことにより発生した会員、または第三者の損害に対し、いかなる責任及び損害賠償義務を一切負いません。
- (d) その他、下記の場合に発生する損害についてJENはいかなる責任も負いません。
  - ◇ JEN及びJENが提携する機関が保有するコンピュータのハード及びソフトウェアの故障等の原因により発生する損害。
  - ◇ 通信損害（会員の所有する機器による障害含）に起因する損害。
  - ◇ 天変地異、雷、火災、異常電流等、その他不可抗力によりJENが通常の機能及び本サービスが提供できないことにより発生した損害。

- ◇ その事由の如何を問わず、第三者にID及びパスワードが盗用され、発生した損害。
- ◇ 会員が機器の操作を誤ったため発生した損害。
- ◇ その他JENの責めに帰すことのできない事由により生じた損害。

#### 更新履歴

2019年2月9日

2018年7月20日

2018年6月25日

2018年5月08日

2018年3月12日